

商工会だより

■発行: 福山北商工会 ■発行日: 令和3年1月

【本所】駅家町倉光417 TEL976-3111/FAX976-3211 【HP】<https://fukuyamakita.jp/>
【支所】加茂町中野1-3-2 TEL972-3008/FAX972-4270 【E-mail】fukuyamakita@hint.or.jp

令和3年(2021年)年頭のご挨拶



2021年の新春を迎え謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様におかれましても、新年を迎えられ益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2020年は、新型コロナウイルスが地球的規模で猛威を振るい、我が国においては、中小・零細企業はもとより大企業を含め多くの企業活動が収縮し、実質GDPのマイナス幅は、リーマン・ショック後の2009年を上回り過去最大の落ち込みとなりました。また、三密回避による在宅勤務の増加や東京オリンピックを始めとした各種イベントの延期や廃止、緊急

事態宣言による営業時間の短縮等が、人々の行動様式に大きな変化を与えました。特に、経済が縮小するなかでも「巣ごもり需要」という新たな消費行動や生活様式も生まれ、経済活動のみならず我々の生活にも変化をもたらす過去に経験したことのない激動の1年となりました。このような状況下、地域商工業者の支援機関として商工会の果たす役割は益々重要性を増し、この難局に対する商工会の支援の在り方が、組織の存在意義をも左右する重要なフェーズの到来であることを全職員が認識し、持続化給付金を始めとした各種助成金や補助金並びにコロナマル経を始めとした各種金融相談等に、会員・非会員を問わずコロナ禍により疲弊した多くの事業者に寄り添い、きめ細かな経営支援を行ってまいりました。

新しい年を迎えてもコロナ禍終息の兆しは見えず、地域を取り巻く経済環境も未だ厳しい状況にありますが、福山北商工会では昨年に引き続き行政並びに関係団体と連携し、会員の皆様方の経営発達に最優先で取り組み地域商工業の発展に帰する所存であります。

最後になりますが、本年も当商工会事業に対し一層のご支援ご協力を賜りますと共に、皆様方におかれましては素晴らしい一年でありますよう心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和3年1月1日
福山北商工会 会長 二 畠 直 敏



「第12回会長杯ゴルフ大会」開催

コロナ禍収束の見通しが立たない中ではありますが、今年も会員同士の親睦と交流の場として、福山北商工会「第12回会長杯ゴルフ大会」が11月1日（日）新市クラシックゴルフクラブにおいて開催されました。

当大会世話人として、長年大会運営にご協力くださいました井上良雄氏（井上工業(有)）から岡田浩一氏（(有)三光建設）に大会運営が引き継がれ、本年度から岡田実行委員長の下、実行委員と会員の皆様のお声掛けにより24組91名の参加者を得ることができました。

コンペはダブルペリア方式で行われ、三甲野元員氏（三甲野石油(株)：OUT43）が見事優勝されました。



また、準優勝には荒川雅和氏（当会事務局長：OUT45）が、ベストグロ賞には谷口一郎氏（谷口工業(株)：OUT40）・藤井直久氏（中野運輸(有)：IN39）が受賞されました。

今回はコロナ禍での開催のため、午前中の9ホールでのみの順位決定且つ懇親会無しでしたが、来年は例年通り盛大に開催できることを期待したいと思います。

最後に、合併当初から会長杯ゴルフ大会に世話人として格別なるご支援ご協力を賜り、大会運営にご尽力くださいました井上様には、甲斐顧問をはじめ二畠会長並びに職員一同心より感謝と御礼を申し上げます。

令和2年度広域講習会へ工業部会事業として参加

令和2年度広域講習会

～衰退産業だからこそ、チャンスがある！～
老舗酒蔵4代目が考える
『幸福度倍増の低成長戦略』とは

市場がこの50年間で4分の1に縮んだ「超・衰退産業」の日本酒業界において、巧みな商品戦略でヒットを生み出し、15年にわたり業績を伸ばし続ける平和酒造(株)。4代目当主の山本典正氏は、業界で他に類をみない革新的組織づくりに挑み、現在では新卒採用に毎年1000人以上の応募が殺到する人気企業へと成長させています。「自社のペースで持続的な成長を目指す」という平和酒造(株)の経営戦略から、人口減少時代を生き抜く経営の在り方を探ります。

講師 平和酒造株式会社 代表取締役社長 山本 典正 氏

講師プロフィール

1978年生。京都大学卒業後、人材系ベンチャー企業を経て、実家と和歌山の酒蔵に入社。4代目として伝統的な酒蔵の組織・人材改革を手掛け、大量生産の瓶パック酒製造から自社ブランド酒の開発・販売へと軸足を転換、業績を伸ばす。代表銘柄に日本酒「紀土」、リキュール「鶴梅」、クラフトビール「平和クラフト」等。「紀土」は堀江貴文氏が手がける宇宙事業でロケット燃料として提供、中田英寿氏とのコラボ商品開発など、日本酒の新たな可能性を広げる様々なチャレンジにも注目が集まる。著書に『ものづくりの理想郷』『個が立つ組織』



工業部会事業として、11月26日（火）福山生涯学習プラザにて開催された広島県商工会連合会主催の令和2年度広域講習会へ5名が参加しました。今回の講習会は、受講者数を50名限定とし感染防止に配慮した講演会となりました。～衰退産業だからこそ、チャンスがある！～老舗酒蔵4代目が考える『幸福度倍増の低成長戦略』とはをテーマに平和酒造(株)代表取締役社長 山本典正氏が講演されました。京都大学卒業後、人材系ベンチャー企業へ就職、後に実家の和歌山県の酒蔵に入社。市場が50年間で4分の1に縮小した日本酒業界において、和歌山県紀州特産の梅を使った梅酒「リキュール鶴梅」やクラフトビール「平和クラフト」を開発。全国の主要都市に特約店をコンビニやスーパーではなく酒屋1店舗とし、酒屋との関係性を構築することで価格を下げることなく自社のペースで持続的な成長を図ってきた等、山本氏の経営戦略を受講者の皆さんは熱心に拝聴されていました。

専門家支援窓口ご案内

●中小企業診断士●

1月15日(本所)	2月5日(支所)	3月5日(支所)
1月22日(支所)	2月12日(本所)	3月12日(本所)
1月29日(本所)	2月19日(支所)	3月19日(支所)
	2月26日(本所)	3月26日(本所)

●社会保険労務士●

1月14日(支所)	2月2日(本所)	3月2日(本所)
1月19日(本所)	2月9日(支所)	3月11日(支所)
1月28日(支所)	2月18日(本所)	3月16日(本所)
	2月25日(支所)	3月25日(支所)

[illegible]

3

【青年部】卒業式を開催



10月30日(金)に卒業式及び新入部員の紹介と功労者表彰を行いました。例年、春の通常総会時に行っていた卒業式ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症に伴い開催を延期していました。

今回、総務研修委員会により青年部員の出席を ZOOM で行う事で実現、卒業式には部長他役員と卒業生8名の内、宮原 伸明さん・小畑 寛幸さん・吉岡 久彰さん・嶋山 光博さんの4名及び新入部員7名の内、5名が出席、新型コロナウイルス感染防止対策やソーシャルディスタンスに配慮した式典となりました。

式典では、佐藤 寿芳副部長の開会の辞に続き、大田 茂樹部長の挨拶、卒業生の紹介と新入部員の紹介の後、功労者表彰では関谷将利直前部長に表彰状と記念品を授与。卒業生には感謝状及び記念品が授与されました。卒業生からも記念品としてワンタッチテントが青年部へ贈られました。卒業生の挨拶に続き、サプライズとして二畠 直敏会長からお祝いメッセージのVTRも披露されました。初の ZOOM 開催ということもあり皆さんの印象に残る卒業式となりました。



【女性部】県女連レクリエーション大会で3位入賞！



10月3日(土)に、福山市加茂町広瀬の福山グランドゴルフ場にて広島県商工会女性部連合会レクリエーショングランドゴルフ大会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、事前のチェック表・入り口での検温・消毒等を行い広島県内の女性部員・事務局総勢94名が参加。初心者の方も経験者の方もソーシャルディスタンスに気を付けながら楽しく競技されていました。当会女性部からは、小川 邦子さんが参加され見事3位に入賞、県女連の作田会長より記念品を授与されました。

11月12日(木)には、備南地域協議会女性部の主張発表大会が初の試みとして ZOOM で開催されました。神石高原商工会の女性部員 木野山 恵子さんが「女性部活動と地域振興まちづくり～四葉のクローバーに込めた願いと絆～」と題して発表されました。各単会への ZOOM 配信ということで事務所のソーシャルディスタンスに配慮し部長と事務局のみの参加となりました。現在、県内での感染症発症もあり事業が出来ておりませんが、活動出来る状況となりましたら楽しい事業を計画しご案内致します。その際にはぜひ部員の皆様のご参加を宜しくお願い申し上げます。

新入会員紹介



(期間：令和2年9月29日～令和2年12月2日)

事業所名	代表者名	住所	業種
MLT	光成 賢治	井原市西江原	金属加工業
㈱明成工業	水野 雄貴	神辺町道上	製造業
学研近田わくわく教室	小坂家麻理子	駅家町近田	学習塾
トータルエクステリア Arata	龍田 佳之	駅家町倉光	外溝工事業
北山カリー工房	中川 理	加茂町北山	飲食業



年末調整等の改正について

今年も年末調整を行う時期となりました。「年末調整」は給料や賞与等の支払の際に源泉徴収をした税額と、その年（1～12月）の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比較して、その過不足を精算する手続きです。令和2年分年末調整の提出期限や必要書類、令和2年分の所得税から適用される公的年金等控除について抜粋してお知らせ致します。

なお、改定・変更の詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

【提出期限】

■源泉所得税の納付期限

＊納期の特例の承認を受けていない場合

令和3年1月12日（火）

＊納期の特例の承認を受けている場合

令和3年1月20日（水）

■税務署・各市町村へ給与支払報告書の提出期限

令和3年2月1日（月）

国税庁
年末調整のしかた⇒

国税庁 所得税
改正のあらまし⇒

【必要書類】

- 個人番号カード（個人番号通知カード）
- 国民健康保険料額
- 国民年金基金が発行した証明書類
- 生命保険・損害保険料控除証明書
- 小規模企業共済等掛金の証明書類
- 住宅借入金等特別控除申告書
- 前職がある場合は前職の源泉徴収票
- 税務署から送られてきた書類
- 年間の賃金台帳 など

【令和2年分からの改定】

1.給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました。令和2年分の年末調整の際には「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

（国税庁【年末調整のしかた】84ページ参照）

給与の収入金額（A）	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超 360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超 660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超 850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超 1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

2.基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

- （1）基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることができないこととされました。
- （2）子ども・特別障がい者等を有する者等の所得金額年末調整控除の創設。
- （3）「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の創設。
- （4）源泉徴収簿の様式変更。

（2～4の詳細は国税庁【年末調整のしかた】をご覧ください）

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

3.各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

（注）1、配偶者特別控除の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

2、上記のほか家内労働者等の事業所得等の所得金額の特例について必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前65万円）に引き下げられています。

4.ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

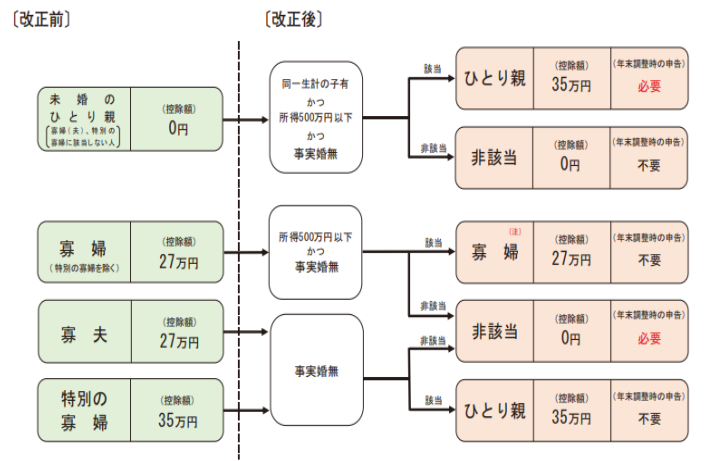
(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置
所得者がひとり親である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 35 万円を控除することとされました。

(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し

(3) 令和 2 年分の年末調整の際の申告

(詳細は国税庁ホームページをご覧ください。)

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】



令和 2 年分から適用される公的年金等控除について

2 公的年金等控除 (所法 35、措法 41 の 15 の 3 等)

公的年金等控除額を一律 10 万円 (公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合は 20 万円、2,000 万円を超える場合は 30 万円) 引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額について、上限を設けることとされました (所法 35④、措法 41 の 15 の 3①)。この結果、公的年金等控除額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額及び公的年金等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

65 歳未満		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
公的年金等の収入金額	130 万円以下	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	410 万円以下	×25%+27.5 万円	×25%+17.5 万円	×25%+7.5 万円
	410 万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	770 万円以下	×15%+68.5 万円	×15%+58.5 万円	×15%+48.5 万円
	770 万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	1,000 万円以下	×5%+145.5 万円	×5%+135.5 万円	×5%+125.5 万円
	1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

65 歳以上		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
公的年金等の収入金額	330 万円以下	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	410 万円以下	×25%+27.5 万円	×25%+17.5 万円	×25%+7.5 万円
	410 万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	770 万円以下	×15%+68.5 万円	×15%+58.5 万円	×15%+48.5 万円
	770 万円超	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の収入金額
	1,000 万円以下	×5%+145.5 万円	×5%+135.5 万円	×5%+125.5 万円
	1,000 万円超	195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

また、この改正に伴い、非居住者の公的年金等について、分離課税の対象となる金額等の算定における控除額計算の基礎となる額を、65 歳未満の者については 5 万円 (改正前：6 万円) に、65 歳以上の者については 9 万 5 千円 (改正前：10 万円) に、それぞれ引き下げることとされました (所法 169 三、213①イ、措法 41 の 15 の 3③)。

「同一労働同一賃金」への対応に向けて

大企業は令和 2 年 4 月 1 日から (中企業は令和 3 年 4 月 1 日から) パートタイム・有期雇用労働法が施行されています。

正社員と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者)の間の不合理な待遇等の解消、いわゆる「同一労働同一賃金」が求められます。正社員とのあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されています。正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。右の表に沿って自社の状況が法に沿ったものか、社内の制度の点検を行いましょう。広島労働局又は広島働き方改革推進支援センター (電話 0120-610-494)

広島県働き方改革推進

センターのホームページ⇒



2020年4月1日～
パートタイム・有期雇用労働法が施行されています
『同一労働同一賃金』への対応に向けて

適用 大企業：2020年4月1日～ 中小企業：2021年4月1日～
正社員と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者)の間の不合理な待遇等の解消(いわゆる「同一労働同一賃金」)が求められます。

事業主に求められることは?

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。
- ②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

⚠ 自社の状況が法の内容に沿ったものか、社内の制度の点検を行いましょう!



- ※ 単に「パートだから」「雇用の期間が異なるため」という主観的・感情的理由は、待遇の違いについての説明にはなりません。
- ※ 正社員と、短時間労働者(労働内容・責任の範囲)、有期雇用労働者(雇用の期間)との間、人事異動、昇進などの有無や範囲。
- ※ その他の事柄の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。
- ※ 正社員とパート社員とに同じ場合、すべての待遇について、差別を取り除くことが禁止されます。

\ 会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の 特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

加入・請求・掛金の増減額の手続きなど
お問い合わせは福山北商工会まで！

本所：☎976-3111 支所：☎972-3008



福山市統計調査「統計ふくやま」による調査結果

「統計ふくやま」は、福山市が人口、産業、教育、文化など各分野にわたる基本的な統計資料を独自に、年1回収集し市勢の現況と推移を明らかにしたもので、基本構想に定める将来都市像「にぎわい しあわせ あふれる躍動都市～ばらのまち福山～」の実現を目指し、各方面の企画立案、学術研究への活用を促しているものです。福山北商工会では、当地域の人口及び世帯数、町別、産業別事業所数及び従業者数を調査し管内の経済動向として公表しています。

＊町別の世帯数及び人口総数

(令和2年10月末現在)

	駅家町	加茂町	山野町
世帯数（世帯）	12,787	5,034	324
人口総数（人）	30,728	11,607	583

＊産業別従業員・事業所数

(平成28年6月1日現在)

	従業員数（人）			事業所数（所）		
	駅家町	加茂町	山野町	駅家町	加茂町	山野町
農林漁業	18	72	0	1	3	0
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	801	356	27	102	49	6
製造業	3,000	554	96	207	52	8
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	8	0	0	1
情報通信業	35	0	0	3	0	0
運輸業・郵便業	379	149	0	19	10	0
卸売業・小売業	1,744	433	30	230	47	3
金融業・保険業	118	8	5	15	3	1
不動産業・物品賃貸業	154	20	1	45	8	1
学術研究専門・技術サービス業	159	21	1	26	7	1
宿泊業・飲食サービス業	706	25	0	61	11	0
生活関連サービス業・娯楽業	284	55	2	90	25	2
教育・学習支援業	126	32	0	33	8	0
医療・福祉	1,915	489	2	91	31	1
複合サービス事業	80	22	3	8	4	1
サービス業（他に分類されないもの）	248	57	17	52	21	7

＊事務局＊

本 所	支 所
【事 務 局 長】荒川 雅和	【経 営 指 導 員】黒田 大樹
【経 営 指 導 員】大谷 逸人	【補 助 員】三島絵里子
	南 夕佳里
【補 助 員】佐藤 文音	
【記帳指導職員】西 まり子・川元 恵子	



持続化給付金・家賃支援給付金の
申請期限は令和3年1月15日まで
持続化給付金や家賃支援給付金の
対象事業者の方や給付対象条件や
申請書類について等、お問合せ・
ご相談はお早めに！